

# 確かな財政健全化に向けて

市ではこれまで、財政悪化への対応策として、「財政再構築プログラム（財プロ）」および「更なる財政再構築プログラム（更プロ）」を策定・実施し、市民の皆さんにご協力いただきながら、財政の健全化を目指してきました。

しかしながら、それらのプラン策定後に大幅な収支不足が生じてきたことから、このたび、「(新) 集中改革プラン」の素案を取りまとめました。また、市では、新幹線新駅の中止に起因する市土地開発公社（市公社）問題を併せて考えていく必要があります。

ここでは、それら今後実施していかなければならないと考えている財政健全化の取り組みについて、市民の皆さんにお知らせします。

(図1) 財政健全化イメージ

財政悪化の主な要因（財政再構築プログラム策定時）

- 急激な人口増に伴う施設整備など
- 受益者負担の低料金化と高水準な福祉サービスなど
- 国・県の行政改革による市負担の増加
- たばこ税県交付金制度の創設による税収減
- 新幹線新駅の中止による負の影響（市土地開発公社と新たな財政需要）
- 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行による「将来負担比率」基準を超える可能性 など

現在も市に与えている影響

収支の不均衡

土地開発公社問題

課題解決策

(新) 集中改革プランの実行

第三セクター等改革推進債の活用

目標

財政健全化の達成

## 市財政が危機的状況となった原因と今日までの取り組み

### ●財政再構築プログラム策定時の背景

平成20年度に財プロを策定した主な原因としては、①急激な人口増加による施設整備などへの対応、②低い公共料金と高水準な福祉サービスなどの提供、③それによる扶助費（福祉や教育に関する個人への給付）や公債費（市の借金の返済金）、施設の維持管理費など、毎年必要になる経費の大幅な増加、④国の「三位一体の改革」や県の行財政改革による市の負担の増加、⑤たばこ税の県への交付制度の創設（地方税法の改正）による市たばこ税収の減少、そして、⑥新幹線新駅の中止による負の影響（市公社の信用力低下と新たな財政支出（市公社への毎年の財政支援など））があげられます。

また、収支不足とともに、⑦地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行（平成19年6月）による「将来負担比率」基準を超える可能性などもありました。これらを解消するため、財プロを策定・実施しました。

### ●更なる財政再構築プログラム策定時の背景

財プロの実施中の平成21年度には、①リーマンショックによる世界同時不況など、景気の急激な落ち込みによる（個人・法人）市民税収の悪化、②たばこの値上げなどによる市たばこ税収のさらなる落ち込みにより、更プロを策定・実施しました。

(図2) 今までの行財政改革による効果額

(単位：億円)

年度		H20	H21	H22	H23
財政再構築プログラム	計画額	2.1	9.1	14.1	→
	実績額	2.6	9.0	16.8	→
更なる財政再構築プログラム	計画額			0.6	2.2
	実績額			0.9	3.6

※効果額：財プロは平成19年度、更プロは平成21年度と比べての各年度の歳入増加額と歳出削減額の計

※計画額：プログラム策定時の効果額見込み

※実績額：決算での効果額（対象者の増加等による影響分は除く）、ただし、平成23年度は当初予算への反映額

## (新) 集中改革プランと市公社問題対策

### ●新たな財政健全化に取り組むことが急務に…

更プロを実施途中の平成22年度には、①地方税法の改正による市たばこ税収のさらなる落ち込み、②（新駅関連事業中止により保有地が事業目的を失ったことによる）市公社の資金不足と借入金利の上昇、特に、③市公社の年度末における資金調達の困難性、それによる④財政健全化判断比率の一つである市自体の「実質赤字比率」基準超過の恐れ、⑤国や県の制度変更による扶助費の増加などにより、新たな財政健全化対策に取り組むことが急務となりました。

その対応としてこのたび、①収支均衡を保つための対策として、行財政改革である「(新) 集中改革プラン」の策定、②新幹線新駅中止による負の影響である市公社問題の抜本的対策として、第三セクター等改革推進債（三セク債）の活用検討を行います。（図1 参照）

### ■新たな財政健全化の基本方針

次の内容を、本市の新たな財政健全化の基本方針と定め、財政健全化を確かなものにしていきます。

- ①将来を見据えた中長期財政見通しでの収支不均衡の是正
- ②新幹線新駅中止の負の影響を解決するための市公社問題の抜本的対策

### ■新たな財政健全化の取り組みの概要

新たな財政健全化の取り組みの概要は、次のとおりです。

#### ① (新) 集中改革プラン

平成24年度から平成26年度の3年間で、収支不均衡の是正を図ります。（図3 参照）

※素案の具体的な内容は、広報りっとう11月号でお知らせします。

#### ② 市公社問題の抜本的対策

三セク債の活用による市公社解散を基本とします。

※「第三セクター等改革推進債」とは…

国が第三セクターなど（土地開発公社を含む）の処理のため、平成25年度までの5年間の時限措置で設けた制度で、公社の解散が前提となります。

本市がこれを活用する場合、現在、毎年市公社に対して行っている簿価低減のための財政支援が、市の公債費に振り替わり、市はその債務を計画的に解消していけることになり、財政運営上最大のリスクである市公社の破綻と市財政の赤字を回避することができます。また、全国的にいわれるバブル崩壊後の地価の下落による「塩漬け土地問題」の抜本的な解決にもつながります。

同債を発行すると、償還利子の2分の1は、国の特別交付税に算定され、全体として利子負担が抑えられますが、一時的に市債償還額が上昇するなどの課題もありますので、国や県に対して協力と支援を求めています。

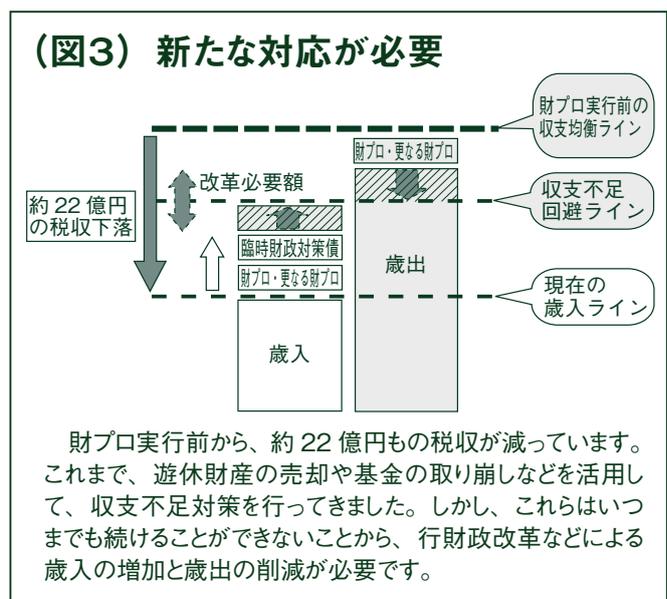
### ■財政健全化による将来像

次の内容を、本市の財政健全化による将来像としていきます。

- ①平成27年度から平成29年度までの3年間は、毎年、前3年間の検証を行うとともに、新たな企業誘致の効果、財政調整基金などで年度間調整を行います。
- ②平成30年度での財政健全化の達成を目標とします。

問合せ…企画調整課 経営改革推進室 ☎551-0189 FAX 554-1123

(図3) 新たな対応が必要



財プロ実行前から、約22億円の税収が減っています。これまで、遊休財産の売却や基金の取り崩しなどを活用して、収支不足対策を行ってきました。しかし、これらはいつまでも続けることができないことから、行財政改革などによる歳入の増加と歳出の削減が必要です。